



- 1 1. 国土交通大臣は、一般旅客自動車運送事業者の事業について旅客の利便その他公共の福祉を阻害している事実があると認めるときは、一般旅客自動車運送事業者に対し、事業計画を変更することを命ずることができる。

**道路運送法第 3 1 条** 回答 ( ○ )

- 1 2. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、事業の貸渡契約を締結すれば、一般貸切旅客自動車運送事業を他人にその名において経営させることができる。

**道路運送法第 3 3 条** 回答 ( × )

- 1 3. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、その事業を廃止したときは、その日から 3 0 日以内に届け出なければならない。

**道路運送法第 3 8 条** 回答 ( × )

- 1 4. 国土交通大臣は、必要な限度において道路運送事業者、自家用有償旅客運送者その他自動車を所有し、若しくは使用する者又はこれらの者の組織する団体に、国土交通省令で定める手続きに従い、事業、自家用有償旅客運送の業務又は自動車の所有若しくは使用に関し、報告をさせることができる。

**道路運送法第 9 4 条** 回答 ( ○ )

- 1 5. 貸切バス事業者は事業に使用する自動車の外側に使用者の氏名、名称又は記号を表示しなければならない。

**道路運送法第 9 5 条** 回答 ( ○ )

- 1 6. 道路運送法関係法令では、旅客自動車運送事業者は旅客に対して公平かつ懇切な取扱いをしなければならないと規定されているが、旅客以外の公衆に対する取扱いは定められていない。

**旅客自動車運送事業運輸規則第 2 条** 回答 ( × )

- 1 7. 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の運行を中断したときは、当該自動車に乗車している旅客のために、旅客の運送を継続すること、旅客を出発地まで送還すること等、適切な処置をしなければならない。

**旅客自動車運送事業運輸規則第 1 8 条** 回答 ( ○ )

- 1 8. 旅客自動車運送事業者は、天災その他の理由により輸送の安全の確保に支障が生ずるおそれがあるときは、事業用自動車の乗務員等に対する必要な指示その他の安全のための措置を講じなければならない。

**旅客自動車運送事業運輸規則第 2 0 条** 回答 ( ○ )

- 1 9. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、アルコール検知器を用いて運転者の酒気帯びの有無について確認を行うときは、当該確認にかかる呼気の検査を行っている状況の写真を撮影して電磁的方法により記録媒体に記録し、6 0 日間保存しなければならない。

**旅客自動車運送事業運輸規則第 2 4 条** 回答 ( × )

- 2 0. 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車にかかる事故が発生した場合には、その記録を当該事業用自動車の運行を管理する営業所において一年間保存しなければならない。

**旅客自動車運送事業運輸規則第 2 6 条の 2** 回答 ( × )

21. 日々雇い入れられる者や二月以内の期間を定めて使用される者は貸切バスの運転者として選任できない。

**旅客自動車運送事業運輸規則第36条** 回答 (○)

22. 事業者は、五十五才以上の運転者に対して、事業用自動車の運行の安全を確保するために遵守すべき事項について特別な指導を行い、かつ、国土交通大臣の認定を受けた適性診断を受けさせなければならない。

**旅客自動車運送事業運輸規則第38条** 回答 (×)

23. 一般貸切旅客自動車運送事業標準運送約款において、事業者は、天災その他事業者の責に帰することができない事由により、輸送の安全の確保のため一時的に運行中止その他の措置をしたとき、これによって旅客が受けた損害を賠償する責任を負わないと定められている。

**一般貸切旅客自動車運送事業標準運送約款** 回答 (○)

24. 輸送の安全を確保するための貸切バス選定・利用ガイドラインは、旅行業者、地方自治体、学校関係者等の利用者に貸切バス事業者の選定に際して、徹底した価格比較による選定を促すことを目的としている。

**輸送の安全を確保するための貸切バス選定・利用ガイドライン** 回答 (×)

25. 改善基準告示でいう拘束時間とは、労働時間のことをいい、休憩時間は含まれない。

**自動車運転者の労働時間等の改善のための基準** 回答 (×)

26. 1日についての拘束時間は、13時間以内とし、当該拘束時間を延長する場合であっても、最大拘束時間は、16時間とすること。

**自動車運転者の労働時間等の改善のための基準** 回答 (×)

27. 新規登録を受けた自動車について使用者の変更があったときは、新使用者は、その事由があった日から15日以内に、国土交通大臣の行う移転登録の申請をしなければならない。

**道路運送車両法第13条** 回答 (×)

28. 一般貸切旅客自動車運送事業に用いる事業用自動車は、3ヶ月毎に定期点検整備を実施しなければならない。

**道路運送車両法第48条** 回答 (○)

29. 大型自動車使用者等は、整備管理者を選任したときは、その日から三十日以内に、地方運輸局長にその旨を届け出なければならない。これを変更したときも同様である。

**道路運送車両法第52条** 回答 (×)

30. 自動車(国土交通省令で定める軽自動車及び小型特殊自動車を除く。)は、道路運送車両法に定めるところにより、国土交通大臣の行う検査を受け、有効な自動車検査証の交付を受けているものでなければ、これを運行の用に供してはならない。

**道路運送車両法第58条** 回答 (○)

31. 「旅客自動車運送事業」とは、( ) に応じ、有償で、自動車を使用して旅客を運送する事業をいう。

A. 自己の目的 B. 自治体等の要請 C. 他人の需要

**道路運送法第2条**

回答 ( C )

32. 貸切バス事業者の事業計画は、営業区域、主たる事務所及び営業所の名称及び位置、営業所ごとに配置する事業用自動車の数、( ) の位置及び収容能力である。

A. 休憩睡眠施設 B. 自動車点検施設 C. 自動車車庫

**道路運送法施行規則第4条**

回答 ( C )

33. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、運送引受書の写しを運送終了の日から( ) 年間保存しなければならない。

A. 1 B. 3 C. 5

**旅客自動車運送事業運輸規則第7条の2**

回答 ( B )

34. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、運賃又は料金を収受したときは、運賃又は料金の( ) を記載した領収証を発行しなければならない。ただし、乗車券を発行したときは、この限りでない。

A. 計算基礎 B. 適用方法 C. 見積額

**旅客自動車運送事業運輸規則第10条**

回答 ( A )

35. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、運転者等が事業用自動車の運行の業務に従事したときは、運転者名、乗務の開始及び終了の地点及び日時等のほか、( ) を運転者等ごとに記録させなければならない。

A. 旅客の氏名 B. 旅客の数 C. 旅客が乗車した区間

**旅客自動車運送事業運輸規則第25条**

回答 ( C )

36. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、( ) ごとに運行指示書を作成しなければならない。

A. 運転者 B. 車両 C. 運行

**旅客自動車運送事業運輸規則第28条の2**

回答 ( C )

37. 旅客自動車運送事業者は、事業計画の遂行に十分な数の事業用自動車の運転者を( ) 選任しておかななければならない。

A. 常時 B. 必要に応じ C. 需要の繁閑に応じ

**旅客自動車運送事業運輸規則第35条**

回答 ( A )

38. 旅客自動車運送事業者は、乗務員等が事業用自動車の運行の安全の確保のために遵守すべき事項及び乗務員等の( ) についての規律を定めなければならない。

A. 接遇 B. 運転技術 C. 服務

**旅客自動車運送事業運輸規則第41条**

回答 ( C )

39. 一般貸切旅客自動車運送事業者が使用する自動車が( ) 人以上の死者を生じる事故を引き起こした場合は、24時間以内においてできる限り速やかにその事故の概要を運輸支局長等に速報しなければならない。

A. 1 B. 2 C. 5

**自動車事故報告規則**

回答 ( A )

40. バス運転者の運転時間は、2日(始業時刻から起算して48時間をいう。)を平均し1日当たり( ) 時間が限度である。

A. 8 B. 9 C. 10

**自動車運転者の労働時間等の改善のための基準**

回答 ( B )